

8 地方消費税に関する調

(1) 調定額に関する調

(単位：千円)

区 分	前年度2・3月 調 定 額	調定額合計	左のうち当年度 2・3月調定額
譲 渡 割	782,354	6,646,343	831,578
貨 物 割	204,685	1,076,239	155,246
合 計	987,039	7,722,582	986,824

(2) 清算金収入額、清算金支出額等に関する調

(単位：千円)

区 分	I 期収入・ 支出額等	II 期収入・ 支出額等	III 期収入・ 支出額等	IV 期収入・ 支出額等	収入・支出額 等 合 計
清 算 対 象 額	1,875,032	2,398,478	1,374,608	2,046,523	7,694,641
一 般 財 源	1,561,443	1,997,526	1,143,970	1,704,548	6,407,487
社会 保 障 財 源	313,589	400,952	230,638	341,975	1,287,154
清 算 金 収 入 額 (a)	2,404,819	2,682,529	1,573,929	2,713,387	9,374,664
一 般 財 源	2,002,565	2,233,711	1,309,825	2,260,042	7,806,143
社会 保 障 財 源	402,254	448,818	264,104	453,345	1,568,521
清 算 金 支 出 額 (b)	26,917	24,240	47,830	14,420	113,407
一 般 財 源	22,429	20,179	39,851	12,006	94,465
社会 保 障 財 源	4,488	4,061	7,979	2,414	18,942
差 引 (a) - (b)	2,377,902	2,658,289	1,526,099	2,698,967	9,261,257
一 般 財 源	1,980,136	2,213,532	1,269,974	2,248,036	7,711,678
社会 保 障 財 源	397,766	444,757	256,125	450,931	1,549,579
地 方 消 費 税 交 付 金 額	2,126,455	2,528,378	1,450,345	2,372,738	8,477,916
一 般 財 源	1,770,788	2,105,528	1,206,967	1,976,288	7,059,571
社会 保 障 財 源	355,667	422,850	243,378	396,450	1,418,345

※清算金収入額及び清算金支出額は、それぞれ相殺後の金額である。

9 県たばこ税に関する調

月 別	国内産たばこ		輸入たばこ		調 定 額
	売渡し又は消費等の合計本数		売渡し又は消費等の合計本数		
26年4月	89,059,538	本	33,963,455	本	102,088 千円
5	44,859,919		20,287,836		53,477
6	62,814,824		27,587,227		74,747
7	60,983,148		26,058,535		71,721
8	69,475,622		29,676,427		81,806
9	64,463,241		28,587,581		77,029
10	63,963,410		27,418,770		75,555
11	65,563,416		27,718,459		77,177
12	58,978,258		25,522,513		69,757
27年1月	69,677,420		29,413,438		81,690
2	55,795,303		24,870,297		66,794
3	55,783,755		23,623,652		65,184
計	761,417,854		324,728,190		897,025

10 不動産取得税に関する調

(1) 家屋に関する調

区 分			価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの①			法第73条の14第1項（法附則第11条第10項及び第13項による読替えを含む。）から第3項まで及び第5項に該当するものでその価格の全額がこれらの規定に規定する金額以下のもの②		
			件 数	面 積	価 格	件 数	面 積	価 格
木	建 築 分	専用住宅	3	15 [㎡]	589 ^{千円}	3,148	267,300 [㎡]	19,924,146 ^{千円}
		併用住宅						
		その 他	2	15	371			
		小 計	5	30	960	3,148	267,300	19,924,146
造	承 継 分	専用住宅	67	3,000	3,808	281	31,422	890,148
		併用住宅	2	57	93			
		その 他	27	795	1,185			
		小 計	96	3,852	5,086	281	31,422	890,148
計 ④		101	3,882	6,046	3,429	298,722	20,814,294	
非	建 築 分	専用住宅	2	61	273	538	33,829	3,119,985
		併用住宅						
		その 他	6	29	995			
		小 計	8	90	1,268	538	33,829	3,119,985
木	承 継 分	専用住宅	6	11	396	156	13,192	700,959
		併用住宅						
		その 他	24	386	1,591			
		小 計	30	397	1,987	156	13,192	700,959
計 ⑤		38	487	3,255	694	47,021	3,820,944	
合 計 ④+⑤			139	4,369	9,301	4,123	345,743	24,635,238

区 分			控 除 額				課税標準の特例を適用したあとの額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの⑦			
			件 数		控除額	計				
			適用件数	全額控除のもの(イ)		件 数	控除額	件 数(ニ)	面 積	価 格
木	建 築 分	専用住宅	544		3,149,023 ^{千円}	546	3,152,455 ^{千円}	40	3,889 [㎡]	3,885 ^{千円}
		併用住宅	96		391,311	96	391,311	3	282	32
		その 他				1	1,680			
		小 計	640		3,540,334	643	3,545,446	43	4,171	3,917
造	承 継 分	専用住宅	7		18,190	7	18,190	1	13	18
		併用住宅								
		その 他								
		小 計	7		18,190	7	18,190	1	13	18
計 ④		647		3,558,524	650	3,563,636	44	4,184	3,935	
非	建 築 分	専用住宅	217	2	1,749,540	223	1,753,688	23	1,803	3,007
		併用住宅	151		614,665	151	614,665			
		その 他				3	8,914			
		小 計	368	2	2,364,205	377	2,377,267	23	1,803	3,007
木	承 継 分	専用住宅	15		61,071	15	61,071	3	240	261
		併用住宅	6		25,033	6	25,033			
		その 他								
		小 計	21		86,104	21	86,104	3	240	261
計 ⑤		389	2	2,450,309	398	2,463,371	26	2,043	3,268	
合 計 ④+⑤			1,036	2	6,008,833	1,048	6,027,007	70	6,227	7,203

法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①,②に該当する以外のもの ③				控 除 額		
件 数 (イ)	面 積	価 格	1㎡当たり 評 価 額	件 数		控 除 額
				適用件数	全額控除のもの (ロ)	
720	60,782 [㎡]	4,581,957 ^{千円}	75,383 ^円	2		3,432 ^{千円}
98	8,463	589,469	69,652			
125	12,600	725,094	57,547	1	1	1,680
943	81,845	5,896,520	72,045	3	1	5,112
1,181	117,332	2,108,666	17,972			
51	6,227	133,825	21,491			
41	4,394	82,150	18,696			
1,273	127,953	2,324,641	18,168			
2,216	209,798	8,221,161	39,186	3	1	5,112
354	27,429	2,690,700	98,097	6	2	4,148
170	11,949	1,135,752	95,050			
357	213,852	14,010,459	65,515	3		8,914
881	253,230	17,836,911	70,438	9	2	13,062
1,594	88,395	3,202,343	36,228			
427	42,643	1,625,606	38,121			
972	146,633	4,560,529	31,102			
2,993	277,671	9,388,478	33,812			
3,874	530,901	27,225,389	51,281	9	2	13,062
6,090	740,699	35,446,550	47,856	12	3	18,174

課 税 標 準 ⑧				減 免 等 さ れ る の 税 額 ⑨	法第73条の2第6項、法第73条の27の2から法第73条の27の5まで及び法附則第11条の4の規定により減免等をしたもの ⑩		法第73条の31の規定、他法の規定により減免等をしたもの ⑪		調定額 ⑨-⑩-⑪
件 数 (イ)-(ロ)-(ハ)-(ニ)	価 格 ③-⑥-⑦	左 の 内 訳			件 数	金 額	件 数	金 額	
		住宅部分	住宅以外 の 部 分						
680	1,425,617 ^{千円}	1,425,617 ^{千円}		42,753 ^{千円}				42,753 ^{千円}	
95	198,126	7,093	191,033	7,852				7,852	
124	723,414		723,414	28,929	1	66		28,863	
899	2,347,157	1,432,710	914,447	79,534	1	66		79,468	
1,180	2,090,458	2,090,458		62,655				62,655	
51	133,825	67,385	66,440	4,674				4,674	
41	82,150		82,150	3,284				3,284	
1,272	2,306,433	2,157,843	148,590	70,613				70,613	
2,171	4,653,590	3,590,553	1,063,037	150,147	1	66		150,081	
327	934,005	934,005		28,011				28,011	
170	521,087	163,646	357,441	19,205				19,205	
357	14,001,545		14,001,545	560,044	12	3,892	2	6,651	549,501
854	15,456,637	1,097,651	14,358,986	607,260	12	3,892	2	6,651	596,717
1,591	3,141,011	3,141,011		94,221				94,221	
427	1,600,573	913,291	687,282	54,878				54,878	
972	4,560,529		4,560,529	182,364			1	2,367	179,997
2,990	9,302,113	4,054,302	5,247,811	331,463			1	2,367	329,096
3,844	24,758,750	5,151,953	19,606,797	938,723	12	3,892	3	9,018	925,813
6,015	29,412,340	8,742,506	20,669,834	1,088,870	13	3,958	3	9,018	1,075,894

(2) 家屋の価格段階別に関する調

区 分			12万円未満のもの①		12万円以上18万円未満のもの②		18万円以上23万円未満のもの③		23万円以下30万円以下のもの④		30万円を超え50万円以下のもの⑤					
			件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格				
木 造	建 築 分	専用住宅		千円	1	千円	148	2	千円	441	6	千円	1,674	8	千円	3,277
		併用住宅														
		そ の 他					2	371	1	270	1	400				
	承 継 分	専用住宅	67	3,808	42	6,369	28	5,806	51	13,047	86	35,315				
		併用住宅	2	93			1	221			5	1,972				
		そ の 他	27	1,185	5	695	2	394	3	856	4	1,745				
小 計		96	5,086	48	7,212	35	7,233	61	15,847	104	42,709					
非 木 造	建 築 分	専用住宅	1	89			1	183			6	2,234				
		併用住宅														
		そ の 他	1	67	2	299	3	630	8	1,993	15	6,304				
	承 継 分	専用住宅	6	396	8	1,297	51	10,781	25	7,235	69	29,523				
		併用住宅							3	804	8	2,980				
		そ の 他	24	1,591	9	1,341	6	1,204	19	5,075	145	61,487				
小 計		32	2,143	19	2,937	61	12,798	55	15,107	243	102,528					
合 計		128	7,229	67	10,149	96	20,031	116	30,954	347	145,237					

区 分			1,200万円を超え1,300万円以下のもの⑫		1,300万円を超え1,400万円以下のもの⑬		1,400万円を超え1,500万円以下のもの⑭		1,500万円を超え1,600万円以下のもの⑮		1,600万円を超え1,700万円以下のもの⑯						
			件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格					
木 造	建 築 分	専用住宅	72	千円	898,556	34	千円	454,854	21	千円	303,659	14	千円	215,672	20	千円	326,991
		併用住宅	1	12,813			1	14,490	1	15,153	1	16,426					
		そ の 他	2	24,360			1	14,887			1	16,208					
	承 継 分	専用住宅	2	25,386	2	26,422											
		併用住宅															
		そ の 他							1	15,343							
小 計		77	961,115	36	481,276	23	333,036	16	246,168	22	359,625						
非 木 造	建 築 分	専用住宅	20	248,291	13	175,064	18	259,742	11	170,786	6	99,931					
		併用住宅	4	50,603	2	26,964			2	30,836							
		そ の 他	9	113,418	11	147,193	6	87,333	7	107,666	6	98,107					
	承 継 分	専用住宅							3	46,484							
		併用住宅					2	28,403	3	45,924							
		そ の 他	1	12,641	6	80,855	2	28,853	4	61,815	4	66,436					
小 計		34	424,953	32	430,076	28	404,331	30	463,511	16	264,474						
合 計		111	1,386,068	68	911,352	51	737,367	46	709,679	38	624,099						

50万円を超え 350万円以下の もの ⑥		350万円を超え 420万円以下の もの ⑦		420万円を超え 450万円以下の もの ⑧		450万円を超え 1,000万円以下の もの ⑨		1,000万円を超え 1,100万円以下の もの ⑩		1,100万円を超え 1,200万円以下の もの ⑪	
件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格
857	2,097,008 ^{千円}	435	1,685,770 ^{千円}	152	658,097 ^{千円}	1,913	14,047,402 ^{千円}	214	2,244,315 ^{千円}	105	1,195,394 ^{千円}
49	114,049	3	12,131	2	8,941	27	189,169	4	41,048	5	57,554
60	109,613	3	11,433	2	8,735	40	271,758	4	42,680	1	11,392
1,026	1,650,505	56	215,409	19	82,629	145	873,059	1	10,602	3	34,520
40	99,533			1	4,310	4	27,789				
20	32,656	2	7,848	1	4,320	3	18,293				
2,052	4,103,364	499	1,932,591	177	767,032	2,132	15,427,470	223	2,338,645	114	1,298,860
186	435,055	97	360,639	29	128,000	409	2,620,754	31	322,458	44	507,392
28	88,323	57	208,176			62	370,005	3	30,994		
100	186,344	16	61,147	6	26,173	61	402,679	12	126,053	7	81,185
1,246	1,788,829	123	468,749	23	100,237	183	1,120,045	5	51,790	10	113,472
323	542,035	27	106,048	4	17,584	43	323,112	1	10,116	3	34,594
626	699,200	20	78,294	2	8,567	63	425,848	9	93,921	8	91,994
2,509	3,739,786	340	1,283,053	64	280,561	821	5,262,443	61	635,332	72	828,637
4,561	7,843,150	839	3,215,644	241	1,047,593	2,953	20,689,913	284	2,973,977	186	2,127,497

1,700万円を超え 1,800万円以下の もの ⑰		1,800万円を超え 1,900万円以下の もの ⑱		1,900万円を超え 2,000万円以下の もの ⑲		2,000万円を 超えるもの ⑳		合 計 ㉑	
件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格	件数	価 格
3	52,095 ^{千円}	3	55,767 ^{千円}	4	77,536 ^{千円}	7	188,036 ^{千円}	3,871	24,506,692 ^{千円}
		1	18,089	1	19,387	2	70,219	98	589,469
1	17,561	1	18,414	1	19,250	6	158,132	127	725,464
				1	19,745			1,529	3,002,622
								53	133,918
								68	83,335
4	69,656	5	92,270	7	135,918	15	416,387	5,746	29,041,500
5	86,856	3	55,780	2	39,255	12	298,449	894	5,810,958
2	34,353	1	18,138			9	277,360	170	1,135,752
5	87,330	4	73,187	2	38,737	82	12,365,610	363	14,011,455
						4	164,860	1,756	3,903,698
						10	514,006	427	1,625,606
3	52,062	1	18,674	1	19,667	43	2,752,595	996	4,562,120
15	260,601	9	165,779	5	97,659	160	16,372,880	4,606	31,049,589
19	330,257	14	258,049	12	233,577	175	16,789,267	10,352	60,091,089

(3) 土地に関する調

区 分	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの ①				法第73条の14第6項から第10項まで並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの ②			
	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格
住宅用宅地	49	40,238 [㎡]	1,373 ^{千円}	2,746 ^{千円}				
上記以外の宅地	429	133,151	15,738	31,476				
農 地	509	266,326	18,048	18,048				
山 林	659	2,034,266	14,465	14,465				
そ の 他	95	52,294	1,761	1,761				
計	1,741	2,526,275	51,385	68,496				

区 分	課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等される 前の税額 ⑦	法第73条の24の規定の適用により全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当したもので⑧以外のもの ⑨	
			件数	減額した額	件数	減額した額
住宅用宅地	14,208,627 ^{千円}	425,982 ^{千円}	765	46,017 ^{千円}	285	21,334 ^{千円}
上記以外の宅地	8,877,502	266,215	48	4,210	54	3,515
農 地	73,092	2,171				
山 林	61,131	1,820				
そ の 他	14,232	425				
計	23,234,584	696,613	813	50,227	339	24,849

(4) 土地の価格段階別に関する調

区 分	10万円未満のもの ①		10万円以上13万円以下のもの ②		13万円を超え20万円以下のもの ③		20万円を超え150万円以下のもの ④		150万円を超え200万円以下のもの ⑤	
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格
住宅用宅地	49	1,373 ^{千円}	44	5,110 ^{千円}	122	20,120 ^{千円}	2,437	1,909,773 ^{千円}	684	1,184,165 ^{千円}
上記以外の宅地	429	15,738	25	2,889	67	11,139	627	463,570	159	274,456
農 地	509	18,048	105	11,987	150	24,182	116	38,579		
山 林	659	14,465	52	5,918	74	11,736	105	41,202		
そ の 他	95	1,761	4	438	13	2,131	8	3,926		
計	1,741	51,385	230	26,342	426	69,308	3,293	2,457,050	843	1,458,621

法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①,②に該当する以外のもの③				法第73条の14第6項から第10項まで並びに法附則第11条等の特例の特例に該当し④		課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの⑤		
件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	控除額	件数	面積	価格
5,564	2,196,172 ^{m²}	14,211,247 ^{千円}	28,422,493 ^{千円}			42	2,546 ^{m²}	2,620 ^{千円}
1,685	1,383,352	8,881,566	17,763,132	1	2,240	25	4,761	1,824
371	738,704	74,748	74,748	16	1,341	4	5,246	315
232	5,700,767	61,131	61,131					
28	92,160	14,232	14,232					
7,880	10,111,155	23,242,924	46,335,736	17	3,581	71	12,553	4,759

⑦のうち、法第73条の25の規定の適用により徴収猶予をしているもの		法第73条の27の2から法第73条の27の6まで並びに法附則第11条の4、第12条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの⑩		法第73条の31、他法の規定により減免等をしたもの⑪		調定額 ⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪
件数	徴収猶予額	件数	減額、納税義務の免除をした額	件数	減免等した額	
50	7,366 ^{千円}	1	107 ^{千円}	4	728 ^{千円}	357,796 ^{千円}
				6	207	258,283
		4	38			2,133
						1,820
						425
50	7,366	5	145	10	935	620,457

200万円を超え500万円以下のもの⑥		500万円を超え1,000万円以下のもの⑦		1,000万円を超え2,000万円以下のもの⑧		2,000万円を超えるもの⑨		合計⑩	
件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格
1,752	5,242,091 ^{千円}	349	2,388,932 ^{千円}	130	1,770,706 ^{千円}	46	1,690,350 ^{千円}	5,613	14,212,620 ^{千円}
406	1,290,412	195	1,404,409	134	1,796,346	72	3,638,345	2,114	8,897,304
								880	92,796
1	2,275							891	75,596
3	7,737							123	15,993
2,162	6,542,515	544	3,793,341	264	3,567,052	118	5,328,695	9,621	23,294,309

(5) 課税標準の特例の適用状況に関する調

区分		法第73条の14第1項 (第2項を含み、法附則第11条第10項及び第13項に該当するものを除く。)に該当するもの (1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの (耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第5項に該当するもの (公営住宅等控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの (収用控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの (市街地再開発事業)	
		件数	控除額 千円	件数	控除額 千円	件数	控除額 千円	件数	控除額 千円	件数	控除額 千円
家屋	建築分	4,019	23,257,360	/	/			12	18,173		
	承継分			465	1,695,400						
	小計	4,019	23,257,360	465	1,695,400	0	0	12	18,173	0	0
土地		/	/	/	/	/	/	1	2,240		
計		4,019	23,257,360	465	1,695,400	0	0	13	20,413	0	0

区分		法附則第11条第1項 (農用地利用集積計画)		法附則第11条第2項 (高規格堤防)		法附則第11条第3項 (特定目的会社)		法附則第11条第4項 (投資信託の引受け)		法附則第11条第5項 (投資法人)	
		件数	控除額 千円	件数	控除額 千円	件数	控除額 千円	件数	控除額 千円	件数	控除額 千円
家屋	建築分	/	/								
	承継分	/	/								
	小計	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0
土地		16	1,341	/	/						
計		16	1,341	0	0	0	0	0	0	0	0

区分		法附則第11条第13項 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条第14項 (不動産特定共同事業契約)		法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		廃止後もなおその効力を有する課税標準の特例の規定に該当するもの		その他課税標準の特例の規定に該当するもの	
		件数	控除額 千円	件数	控除額 千円	件数	控除額 千円	件数	控除額 千円	件数	控除額 千円
家屋	建築分	178	517,473			/	/				
	承継分					/	/				
	小計	178	517,473	0	0	/	/	0	0	0	0
土地		/	/			7,727	23,109,923	/	/		
計		178	517,473	0	0	7,727	23,109,923	0	0	0	0

法第73条の14 第8項第1号 に該当するもの (土地区画整理法)		法第73条の14 第8項第2号 に該当するもの (都市再開発法)		法第73条の14 第8項第3号 に該当するもの (防災街区整備法)		法第73条の14 第9項第1号 に該当するもの (農振地域(交換分合))		法第73条の14 第9項第2号 に該当するもの (農振地域(整備計画))		法第73条の14 第10項に該当 するもの (防災街区整備事業)	
件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
	千円		千円		千円		千円		千円		千円
0	0	0	0	0	0					0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

法附則第11条 第6項 (PFI(公共施設等))		法附則第11条 第7項 (認定都市再生計画)		法附則第11条 第8項 (PFI(国立大学))		法附則第11条 第9項 (周産期医療施設)		法附則第11条 第10項 (認定長期優良住宅)		法附則第11条 第11項 (重要無形文化財)		法附則第11条 第12項 (農林漁業経営 近代化・合理化)	
件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
0	0	0	0	0	0	0	0	497	5,173,838	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	497	5,173,838	0	0	0	0

合 計	
件数	控除額
4,706	28,966,844 千円
465	1,695,400
5,171	30,662,244
7,744	23,113,504
12,915	53,775,748

11 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用人数 ①(人)	非課税利用人員(人)					差引利用人員 ①-②+③+④ +⑤+⑥(人)	調定額 (千円)
				法第75条 の2第1 号該当②	法第75条 の2第2 号該当③	法第75条 の2第3 号該当④	法第75条 の3第1 号該当⑤	法第75条 の3第2 号該当⑥		
ゴルフ場	18ホールを超えるもの								0	
	1,200円								0	
	1,100円以上1,200円未満								0	
	1,000円以上1,100円未満	1	58,557	217	5,353	227	0	0	52,760	51,953
	800円超1,000円未満								0	
	800円								0	
	600円以上800円未満								0	
	400円以上600円未満	1	37,667	39	5,398	63	0	10	32,157	12,911
	400円未満								0	
小計	2	96,224	256	10,751	290	0	10	84,917	64,864	
ゴルフ場	18ホール								0	
	1,200円								0	
	1,100円以上1,200円未満								0	
	1,000円以上1,100円未満								0	
	800円超1,000円未満								0	
	800円	2	69,773	320	8,418	264	0	43	60,728	48,163
	600円以上800円未満	7	257,852	1,306	42,359	1,235	79	468	212,405	130,099
	400円以上600円未満	2	78,375	83	12,145	473	0	256	65,418	26,489
	400円未満								0	
小計	11	406,000	1,709	62,922	1,972	79	767	338,551	204,751	
ゴルフ場	18ホールを超えるもの								0	
	500円以上								0	
	400円以上500円未満								0	
	300円以上400円未満								0	
	300円未満								0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9ホール								0	
	500円以上	1	24,821	0	8,762	27	0	0	16,032	5,595
	400円以上500円未満								0	
300円以上400円未満								0		
300円未満								0		
小計	1	24,821	0	8,762	27	0	0	16,032	5,595	
合計	14	527,045	1,965	82,435	2,289	79	777	439,500	275,210	

12 鉱区税に関する調

区分		総鉱区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調定額 (千円)
		件数	面積又は延長 百アール	件数	面積又は延長 百アール	件数	面積又は延長 百アール	
砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区	試掘鉱区					1	254	13
	石油又は天然ガス鉱区以外							
	石油又は天然ガス鉱区							
	採掘鉱区	37	3,384			38	3,420	1,366
砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区							
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区		千メートル		千メートル		千メートル	
合計		37				39		1,379

※「総鉱区」欄の面積又は延長については、実数を積み上げた後、百アール（千メートル）未満の端数を四捨五入した数値。

※「課税対象鉱区」欄の面積又は延長については、百アール（千メートル）未満の端数を百アール（千メートル）とみなした後の面積を積み上げた数値。

13 狩猟税に関する調

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調定額 (千円)	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	—	827	13,646
		① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
		② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
		③ 法附則第32条第1号に該当するもの	16,500円×1/2		
		④ 法附則第32条第2号に該当するもの	16,500円×1/2		
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	827	13,646
		所得割額の納付を要しない者	—	327	3,597
		⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
		⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
		⑧ 法附則第32条第1号に該当するもの	11,000円×1/2		
	⑨ 法附則第32条第2号に該当するもの	11,000円×1/2			
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	327	3,597	
	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	—	1	8
		⑪ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		⑫ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		⑬ 法附則第32条第1号に該当するもの	8,200円×1/2		
		⑭ 法附則第32条第2号に該当するもの	8,200円×1/2		
		⑮ 上記に該当しないもの	8,200円	1	8
		所得割額の納付を要しない者	—	2	11
		⑯ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
⑰ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの		5,500円×3/4			
⑱ 法附則第32条第1号に該当するもの		5,500円×1/2			
⑲ 法附則第32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2				
⑳ 上記に該当しないもの	5,500円	2	11		
わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	—	700	5,740	
	㉑ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4			
	㉒ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4			
	㉓ 法附則第32条第1号に該当するもの	8,200円×1/2			
	㉔ 法附則第32条第2号に該当するもの	8,200円×1/2			
	㉕ 上記に該当しないもの	8,200円	700	5,740	
	所得割額の納付を要しない者	—	366	2,013	
	㉖ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
	㉗ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
	㉘ 法附則第32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2			
㉙ 法附則第32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2				
㉚ 上記に該当しないもの	5,500円	366	2,013		
第二種銃猟免許に係る登録	⑳	—	48	264	
	㉓ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4			
	㉔ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4			
	㉕ 法附則第32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2			
	㉖ 法附則第32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2			
	㉗ 上記に該当しないもの	5,500円	48	264	
① ～ ㉚ の 合 計			2,271	25,279	